令和7年度 第1回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和7年5月21日(水) 9時00分~11時30分		
場所	精華町役場 5階 501・502会議室		
出席委員	委員長 岩橋 威夫(副町長)		
	副委員長 木村 健司 (事業部長)		
	委員 浦本 佳行(総務部長)、西川 和裕(総務部次長)、久保 正尚(住民部長)、澤田 和郊(健康福祉環境部長)、上野 明子(健康福祉環境部次長)、山本 勝己(事業部次長)、松井 克浩(教育部長)、今井清(消防長)、塚田 寛(上下水道部長)		
議事概要	1. 開会		
	2. 抽出案件の検証について		
	3. その他		
	次回抽出委員の選出(田原委員を選出)		
	4. 閉会		
検証対象案件	令和7年1月1日~令和7年3月31日に契約締結された予定価格13		
	0万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の工事に準ずる修繕案件に		
	関する業務		
抽出案件一覧	【①令和6年度 精華町防犯カメラ設置工事(危機管理室)】		
	【②精華町人権センター児童館 屋外排水設備修繕工事(人権啓発課)】		
	【③令和6年度 精北小学校昇降口床改修工事(学校教育課)】		
	【④令和6年度 北稲浄水場2号送水ポンプ吸込管等修繕(上下水道		
	課)】		
検証件数	建設工事等の案件から4件(随意契約4件) ※対象件数6件		
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。		

議事

●検証案件

①令和6年度 精華町防犯カメラ設置工事

意見・質問

・設計額について、同じ会計年度 内で同種の工事が2回目なので、 1回目の価格を参考にしたとい うことか。

・契約相手方の住所について、東畑小字前坂22で止まっているが番地まで表記するのが正確なのではないか。

先ほどの工事場所の「桜が丘三 丁目地内」という表記も漢数字で 統一すべき、工事概要の履行場所 には「桜が丘3丁目地内」と書い てある。また、その下には桜が丘 四丁目の住所が記載されている がこれはどういうことか。

- ・町名地番の正しい表記の仕方について、町としては正しい表記は登記に載ってあり、登記上で大字小字を付ける必要があるならつけなければならないし、番地まで記載が必要になってくる。
- ・標準表記で行くと大字小字番地は必要である。
- ・有効性については事務局どうか。

回答等

はい、そうです。1回目は2台の設置 でしたが、それを参考として1台設 置の設計価格を積算しました。

漢数字表記に統一するように気を付けます。場所については設置箇所の電柱の地番を調べた結果、桜が丘四丁目でした。ただ、行政区で見ると桜が丘三丁目でしたのでそのように記載しました。

入札の際は、相手方から提出のあった資料の表記については大字小字が 無くても該当の住所の記載があれば

有効としてます。入札契約室として 作成する契約書などの書類に関して は正式な名称を記載しています。

②精華町人権センター児童館 屋外排水設備修繕工事

意見・質問

回答等

- ・参考見積は何者からとってい るのか。
- 2者です。
- ・見積業者の選定理由だが、過去 に実績のある業者で条件を縛っ ているがこの工事自体に特殊性 があるのか。新規参入業者では 厳しいのか。

既設の部分をさらに触るので、技術 がしつかりしている業者にお願い したかったというのと、発注が遅く なったので、工期が短いためこのよ うな条件になりました。

・今回の工種は水道施設工事で 選定しているが工事概要から見 るに管工事ではないのか。

当初は水道施設工事として発注を 進めていましたが、途中で指摘があ り、管工事に変更し、発注を行いま した。

③令和6年度 精北小学校昇降口床改修工事

意見・質問

回答等

・変更契約で床見切りが大きく 変わっているが、設計段階では わからなかったのか。

子どもたちがたくさん使う場所で、 元々は床見切り 4cm で想定してい たが、床をめくるとかなりの量の砂 が侵入していました。今後利用した 結果、またかなりの量の砂が侵入す ることが容易に想定できるため、現 場の業者と打合せを行い、変更を行 いました。

・辞退届について2者あるが日 1者は封筒に辞退届と記載があっ 付がそれぞれ違う。どういった | たので、手元に届き次第開封をしま 整理なのか。

した。

・基本原則として辞退の際は封 筒に辞退届と書かせるのが基本 原則なので、そうでなかったら 逆に指導を行うべきである。

④令和6年度 北稲浄水場2号送水ポンプ吸込管等修繕

意見・質問

回答等

・もともとの仕様で、フート弁 が1基であったが2基になっ たのはなぜか。 当初は池の中にある吸込管を引き 上げて、2基中1基のフート弁の取 替えを考えていましたが、実際に業 者と現地調査を行った結果、吸込管 を引き上げるには構造物の躯体を 斫らないといけないことが判明し ました。それをするには池の水をす べて抜かなければならず、リスクを 伴うため、他の方法として潜水作業 を行う方法を取りました。潜水しな いとできないため、今後、もう片方 が壊れても再度潜水とならないよ うに調査対象を2基に変更しまし た。調査の結果、問題ないと思って いた1号基のフート弁も劣化が確 認できたため仕様上も2基へ変更 を行いました。

・見積3者中1者が辞退、もう 1者が契約額の倍ほどある。こ のあたりの理由は確認してい ますか。 辞退理由を確認したところ、現場代 理人を確保できないと返答があり ました。おそらく12月に発注をし たため、時期が遅く、落札できない 事情があったのではと考えていま す。高額で見積を行われているの は、公表の歩掛通りで積算すると適

	正価格で積算できるはずなので、こ
	ちらも落札できない事情があった
	のではと推察しています。
	(グではと1世景しています。